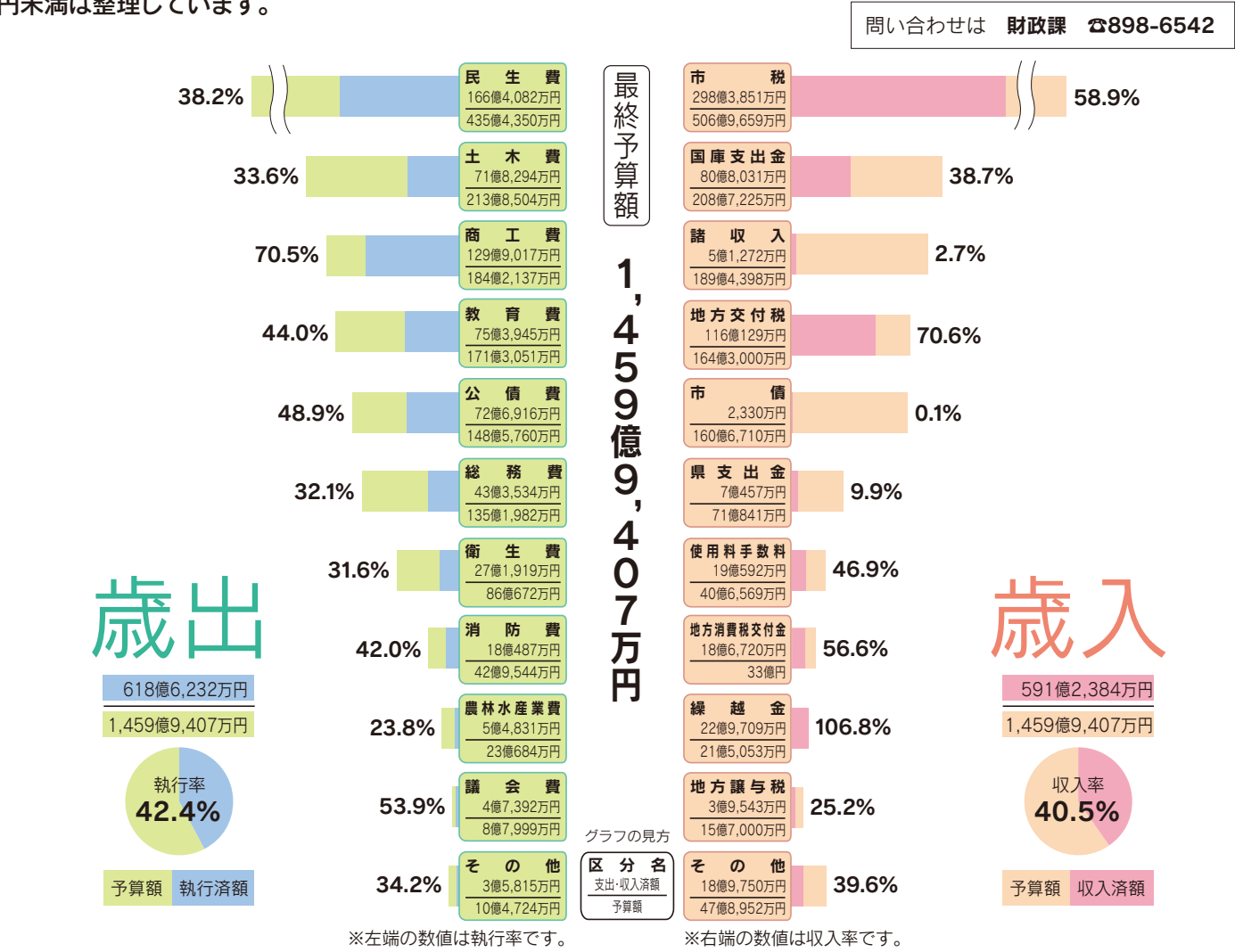


上半期の財政状況を公表します

本年度の上半期（4月1日～9月30日）の財政状況を公表します。本市は中核市として3年目を迎え、暮らし優先の施策と市民サービスの充実に向け、より一層の財政基盤の強化を図ります。数字は9月30日現在で、金額の1万円未満は整理しています。



大切な地球のために 今できること

12月は大気汚染防止推進月間・地球温暖化防止月間です。この時期は交通量の増加や暖房の使用により、大気汚染物質の濃度が上がリ、地球温暖化の原因にもなります。この機会に日頃の生活を見直し、美しい地球を守りましょう。

問い合わせは 環境政策課 ☎898-6294

■大気の汚染と地球温暖化を防ぐための提案

●野焼きはやめましょう
素掘りの穴やドラム缶で、ごみを焼却すること（野焼き）は、法律で禁止されています。

野焼きは煙や臭いが発生するため、近隣の世帯に迷惑がかかります。また、十分に温度が上がらない焼却は、ダイオキシンなどの有害物質を発生させ、健康被害や大気汚染の原因に。ごみは集積所に出しましょう。

●エコドライブをしよう

車の発進時は、5秒間で20㎞程度に加速するふんわりアクセルを。走行時は加減速の少ない運転や早めのアクセルオフで燃費が良くなります。

●自転車やバスを使う

バスや電車などの公共交通機関の利用を心掛け、天気の良い

日は自転車で出掛けましょう。冬場の暖房は20度が目安です。重ね着をすることで体感温度が上がリ、過ごしやすくなります。扇風機の併用で部屋の上部の暖気を循環させると足元まで暖まります。

■夏の節電結果のお知らせ

本市の夏の公共施設の節電は、前年比16%減を目標に取り組み、26%減を達成。電気料金に換算すると3カ月で約5,700万円の節減となりました。

■冬の節電にご協力を

今冬も引き続き節電に取り組みましょう。数値目標はありませんが、無理のない範囲でご協力をお願いします。

節電期間 11月30日まで（土日曜・祝日・12月29日～1月4日を除く）、午前9時～午後9時

■環境への取り組みを表彰

良好な環境の創造と保全に取り組んでいる家族や団体などを表彰する「まえばし水と緑の環境賞」の受賞団体が決定しました。4回目の今回は、応募のあった32団体から12団体を選出。受賞団体は次のとおりです。12月10日(土)に行う環境問題講演会で表彰します。



●環境改善分野

キッズ部門Ⅱ〈大賞〉岩神小〈奨励賞〉桃瀬小、三中、宮城中
ファミリィ・団体部門Ⅱ〈大賞〉群馬県環境アドバイザーまえばし緑の会〈奨励賞〉やんまちやんファミリィ

●環境ボランティア分野

キッズ部門Ⅱ〈大賞〉桃木小〈奨励賞〉山王小、大根根小、みずき中
ファミリィ・団体部門Ⅱ〈大賞〉前橋中央通り商店街振興組合〈奨励賞〉若宮地区地域づくり推進協議会

期限を守って償却資産の申告を

問い合わせは 資産税課 ☎898-5854

土地、家屋を除く事業用資産を償却資産といい、固定資産税の課税対象です。事業を行っている人は、自己利用でも貸し付けでも申告をしなければなりません。期限までに償却資産の申告書を提出してください。

昨年度までの申告者と本年中に事業を始めた人には申告用紙を郵送しました。なお、届かない場合でも該当者は申告が必要です。申告用紙を請求してください。本市ホームページから書式をダウンロードすることもできます。また、エルタックス(<http://www.eltax.jp/>)を利用して電子申告をすることができます。申告がない場合は、後日調査に伺うこともあります。

申告に基づき所有する資産ごとに課税標準額を計算し、合計額が150万円以上の場合には、固定資産税が課税されます。

対象＝個人・法人を問わず事業を行っている人

提出期限＝1月31日(火)

提出先＝市役所資産税課

申告が必要な償却資産＝〈構築物〉門塀、舗装路面、庭園、

外灯、共同住宅の外構など、建物付属設備のうち発電・変電設備、屋外給排水設備など、テナントが施工した内外装費など〈機械・装置〉モーター、旋盤、プレスなどの製造加工用機械、土木建設用機械など〈船舶〉〈航空機〉〈車両・運搬具〉大型特殊自動車（フォークリフトなど）〈工具・器具・備品〉測定・検査用具、家具、事務用機器、電気・ガス機器、看板、医療器具、自動販売機、娯楽機器、理・美容機器など



学校給食用物資の入札 申請を受け付けます

問い合わせは 学校給食会 ☎223-6469

学校給食用物資の競争入札に参加を希望する人は、申請してください。なお、物資ごとに条件が異なるため、詳しくは問い合わせてください。
対象＝本市か本市と隣接する市町村に事業所があり、条件に適合する事業者
対象となる給食用物資＝食肉、鶏卵、豆腐、加工食品（冷

凍食品・調味料を含む）、青果物、こんにゃくなど
資格の有効期間＝平成24年4月1日(日)～平成25年3月31日(日)
申し込み＝12月27日(火)までに所定の用紙に記入し、市役所内学校給食会へ直接